

第三次生物多様性国家戦略 実施状況の点検結果について

点検期間:平成19年11月～平成21年7月

平成21年7月28日

生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議

地球のいのち、つないでいこう

生物多様性

点検結果報告書(案)の構成

- I 「『新・生物多様性国家戦略の実施状況点検結果(第4回)』を踏まえた施策の方向について(意見)」への対応状況
 - 1. 国家戦略実施状況の点検方法について
 - 2. 国家戦略の普及啓発について
- II 4つの基本戦略に関する取組状況について
 - 1. 「生物多様性を社会に浸透させる」に関する取組
 - 2. 「地域における人と自然の関係を再構築する」に関する取組
 - 3. 「森・里・川・海のつながりを確保する」に関する取組
 - 4. 「地球規模の視野を持って行動する」に関する取組
- III 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画の点検結果
 - 1. 数値目標の点検結果
 - 2. 具体的施策の点検結果

新・生物多様性国家戦略の点検結果(第4回) を踏まえた施策の方向について―抜粋― 中央環境審議会自然環境・野生生物合同部会意見(平成19年6月)

1. 点検の方法について

- 戦略に基づく**施策の効果**を**指標化**する必要がある、「美しさ」などの**統合的指標**も検討すべき
- 生物多様性の**変化状況を地図化**するなど、わかりやすく、国民の**意識改革につながるような評価**を行うべき
- 点検は今後の施策にフィードバックすることが必要であり、**項目を重点化**し、深く掘り下げることが望ましい

2. 国家戦略の普及啓発について

- 生物多様性や国家戦略の必要性・重要性の**普及啓発にさらに努力**すべき
- 受け入れやすい**平易な言葉**で言い換えることも必要

生物多様性総合評価の概要

(目的)

- ・生物多様性条約の「2010年目標」の達成に貢献。
- ・保全施策の主体や国民に生物多様性の状況を分かりやすく伝える。

(4つの検討課題)

- ①生物多様性の評価(指標の開発)
- ②生態系サービスの評価
- ③生物多様性保全上重要な地域(ホットスポット)の抽出
- ④生物多様性条約2010年目標に対応する評価

生物多様性総合評価の概要

表 地球規模生物多様性概況第2版(GB02)の評価結果の例
(2010年指標による生物多様性に関するパラメーターの現状と推移)

対象分野: 生物の多様性の構成要素の現状と推移		
↗	特定の生物群系、生態系、生息・生育地の規模の推移	★★★★
↘	特定の種の個体数と分布の推移	★★★★
↘	絶滅危惧種の現状の変化	★★★★
↘	社会経済的に重要性の高い家畜、栽培植物、魚種の遺伝的多様性の推移	★
↗	保護地域の指定範囲	★★★★
対象分野: 生態系の完全性および生態系が提供する財とサービス		
↗	海洋食物連鎖指数	★★★★
↘	生態系の連結性と分断性	★★
↗	水域生態系の水質	★★★★
対象分野: 生物の多様性に対する脅威		
↗	窒素蓄積	★★★★
↗	侵略的外来生物種の推移	★
対象分野: 持続可能な利用		
↘	持続可能な管理が行われている森林、農業、水産養殖生態系の面積	★
↗	エコロジカル・フットプリントおよび関連する概念	★★★★
対象分野: 伝統的な知識、工夫及び慣行の現状		
↘	言語学的多様性の現状と推移および土地固有の言語を話す人の数	★
対象分野: 遺伝資源へのおよび利益配分		
?	遺伝資源へのアクセスおよび利益配分の指標を作成予定	
対象分野: 資源移転の現状		
↗	本条約を支援するために行われた政府開発援助(ODA)	★

→は推移の方向を示している。

- ➡ (太い): 信頼度の高い推移
- (細い): 信頼度の低い推移
- ➡ (黒塗り): 生物多様性にとってマイナスの推移
- ↗ (白抜き): 生物多様性にとってプラスの推移

★印はデータと指標の良否を示している

- ★★★★ 世界共通の時系列データを用いた優れた指標
- ★★ 時系列データはないが、良い指標
- ★ 開発の余地がある、あるいは、データが限られている指標

生物多様性総合評価の概要

表 ミレニアム生態系評価(MA)の評価結果の例
(生物多様性と生態系を改変する主な直接的要因)

	生息地の 改変	気候 変動	外来 侵入種	過度の 資源利用	汚染 (窒素・リン)
北方林	↗	↑	↗	→	↑
森林 温帯林	↘	↑	↑	→	↑
熱帯林	↑	↑	↑	↗	↑
乾燥地 温帯草原	↗	↑	→	→	↑
地中海性	↗	↑	↑	→	↑
熱帯草原・サバンナ	↗	↑	↑	→	↑
砂漠	→	↑	→	→	↑
陸水域	↑	↑	↑	→	↑
沿岸域	↗	↑	↗	↗	↑
海洋	↑	↑	→	↗	↑
島嶼	→	↑	→	→	↑
山岳地	→	↑	→	→	↑
極地	↗	↑	→	↗	↑

前世紀に生物多様性に与えた影響の強さ

- 弱い
- 中程度
- 強い
- 非常に強い

影響力の現在の傾向

- ↘ 減少
- 維持
- ↗ 増加
- ↑ 非常に速い増加

平成20年度の進捗状況

・4つの検討課題のうち、以下の2つの課題を優先的に検討。

①生物多様性の評価(指標の開発)

- 第三次戦略における生物多様性の危機の状況と傾向及び対策を評価。
- 数十程度の指標群を開発して行うものとした。
- 全国を対象として、過去50年程度の評価期間を設定。

②生物多様性条約2010年目標に対する評価

- わが国における2010年目標の達成状況を評価。
- 生物多様性条約が2010年目標の評価のために提示した指標の枠組み(7つの対象分野)を用いた。

・中間報告を日本生態学会シンポジウムで公開(平成21年3月)。

平成20年度の検討結果(中間報告の概要)

・中間報告(平成21年3月)の構成

①指標案

生物多様性の危機の状況と傾向および対策を評価するための指標の案(30件)

②データ例

指標案に対するデータの例(暫定的なものも含め62件)

③2010年目標へのあてはめ

指標案を2010年目標の指標の枠組みに あてはめた一覧表等

平成20年度の検討結果－①指標(案)

・生物多様性の危機を評価するための30の指標(案)が抽出された。

「全般」の指標(14指標)

- | | | |
|-------------|------------------|-----------------------------|
| 1 生態系の規模の変化 | 6 捕獲・採取規制,保護増殖事業 | 11 温暖化による生態系の変化 |
| 2 土地利用転換 | 7 野生鳥獣の保護管理 | 12 温暖化による種の分布域の変化、フェノロジーの変化 |
| 3 窒素集積 | 8 外来種の種数と分布 | 13 普及啓発 |
| 4 種の絶滅 | 9 外来種の輸入規制、防除 | 14 海外への技術移転、資金供与 |
| 5 保護地域 | 10 化学物質による生物への影響 | |

森林生態系の指標(4指標)

生態系の規模・健全性	15 森林生態系の規模・健全性の変化
生態系の連続性	16 森林生態系の連続性
生息・生育する種の状況	17 森林生態系に生息・生育する種の個体数・分布の変化
利用と管理等	18 森林の利用と管理

農地生態系の指標(3指標)

19 農地生態系の規模・健全性の変化
20 農地生態系に生息・生育する種の個体数・分布の変化
21 農作物の多様性

都市生態系の指標(2指標)

22 都市緑地の規模の変化
23 都市生態系に生息・生育する種の個体数・分布の変化

陸水生態系の指標(3指標)

生態系の規模・健全性	24 陸水生態系の規模・健全性の変化
生態系の連続性	25 河川の連続性
生息・生育する種の状況	26 陸水生態系に生息・生育する種の個体数・分布の変化
利用と管理等	

海洋・沿岸生態系の指標(3指標)

27 海洋・沿岸生態系の規模・健全性の変化
28 浅海域を利用する種の個体数・分布の変化
29 有用魚種の資源変動

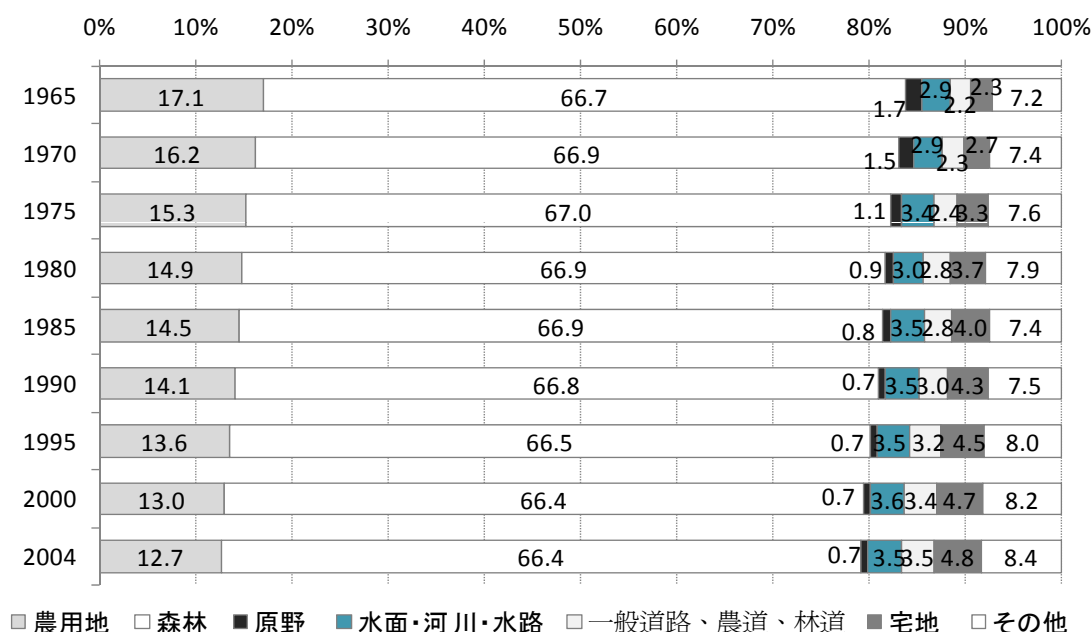
島嶼生態系の指標(1指標)

30 島嶼の固有種の個体数・分布の変化

平成20年度の検討結果－②指標案に対応するデータ例 P7

・データ例は、1つの指標につき1件～数件程度を目安として、当該指標の趣旨をよくあらわすデータをあてはめたもの。現時点では62件のデータ例を検討。

データ例(1) 土地利用の推移(指標2 土地利用転換)



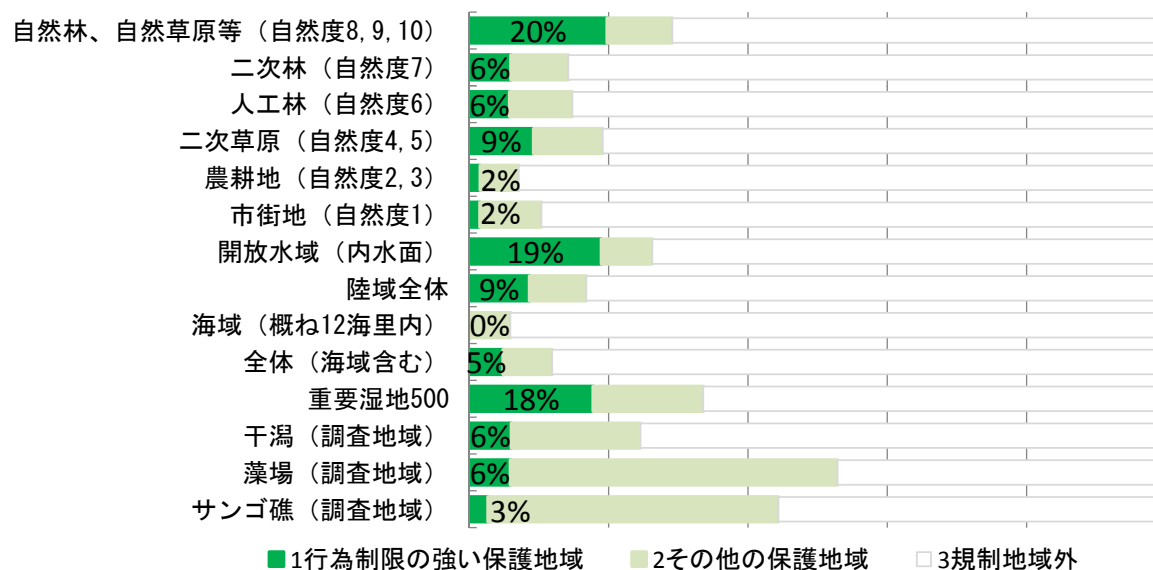
出典:国土交通省(旧国土庁長官官房総務課), 国土統計要覧

平成20年度の検討結果－②指標案に対応するデータ例

P7

- ・データ例は、1つの指標につき1件～数件程度を目安として、当該指標の趣旨をよくあらわすデータをあてはめたもの。現時点では62件のデータ例を検討。

データ例(2) 各生態系の保護地域カバー率（指標5 保護地域）



出典: 環境省業務資料(自然環境保全基礎調査等), 国土数値情報より

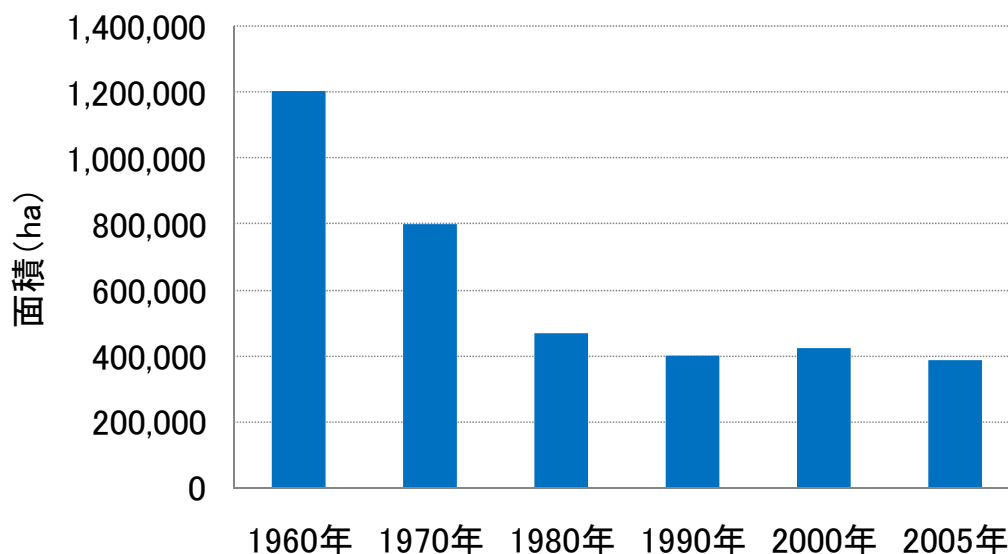
注: 「自然林、自然草原等」は、自然草原(自然度10)、自然林(自然度9)、自然林に近い二次林(自然度8)をあわせたもの。

平成20年度の検討結果－②指標案に対応するデータ例

P8

- ・データ例は、1つの指標につき1件～数件程度を目安として、当該指標の趣旨をよくあらわすデータをあてはめたもの。現時点では62件のデータ例を検討。

データ例(3) 草地面積の推移（指標19 農地生態系の規模・健全性の変化）



出典: 農林水産省(2003), 林業センサス累計統計書(昭和35年～平成12年)

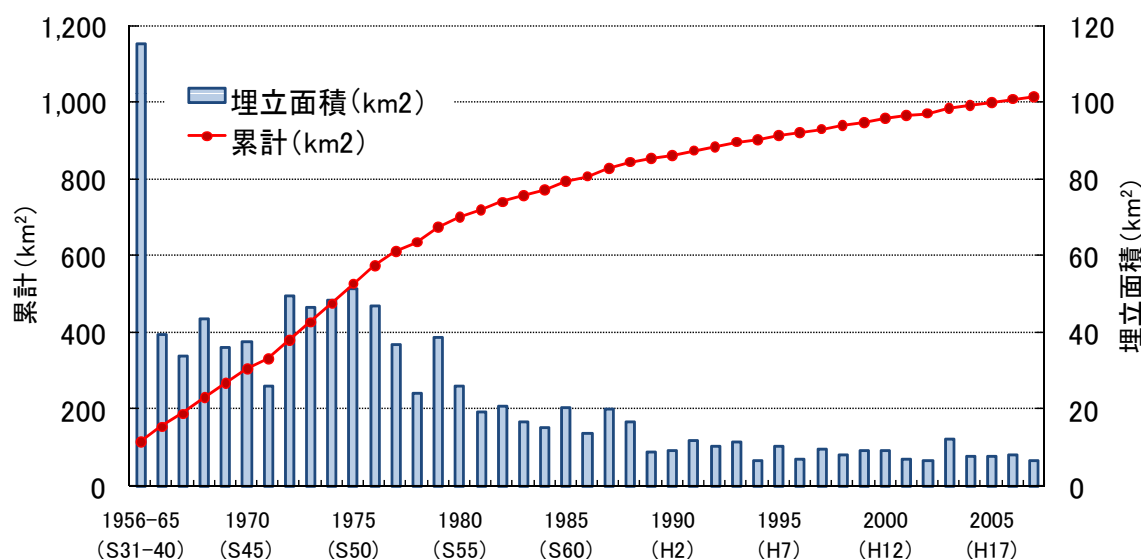
農林水産省(2005), 2005年農林業センサス

注: 林業センサスより「森林以外の草生地(永年牧草地、退化牧草地、耕作放棄した土地で野草地化した土地を含む)、かん木類が繁茂している土地をいう。河川敷、けい畔、ていとう(堤塘)、道路敷、ゴルフ場等は草生していても含めない。,,

平成20年度の検討結果－②指標案に対応するデータ例^{P8}

- ・データ例は、1つの指標につき1件～数件程度を目安として、当該指標の趣旨をよくあらわすデータをあてはめたもの。現時点では62件のデータ例を検討。

データ例(4) 浅海域の埋立面積（指標27 海洋・沿岸生態系の規模、健全性の変化）



出典：国土地理院「国土面積調査」

注：「埋立等」は地方自治法第9条の5第1項の規定による都道府県公示（新たに生じた土地）。

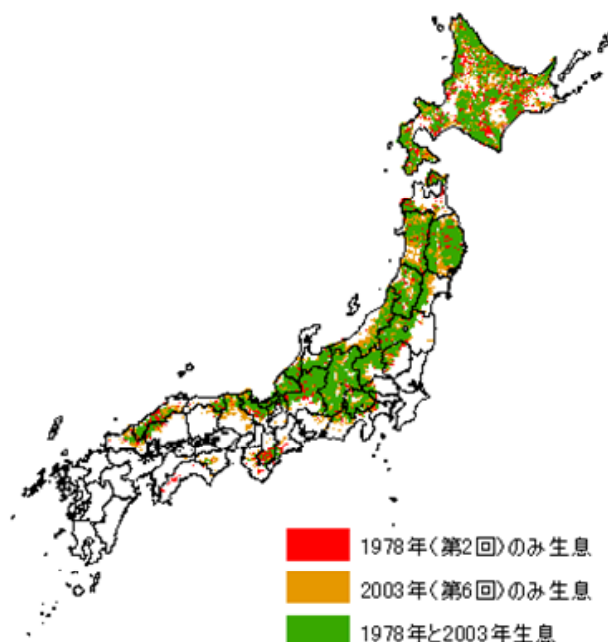
なお、北海道、宮城県、神奈川県および鳥取県並びに愛知県の一部については、同法第153条第2項の規定による市町村長の告示。

平成20年度の検討結果－②指標案に対応するデータ例^{P9}

- ・データ例は、1つの指標につき1件～数件程度を目安として、当該指標の趣旨をよくあらわすデータをあてはめたもの。現時点では62件のデータ例を検討。

データ例(5) ヒグマ・ツキノワグマの分布

（指標17 森林生態系に生息・生育する種の個体数・分布の変化）



地方別のヒグマ・ツキノワグマの
分布メッシュ数の変化(5kmメッシュ)

	1978年	2003年	増減
北海道	1,962	2,224	262
東北	1,495	1,787	292
関東	316	355	39
中部	1,407	1,638	231
近畿	294	400	106
中国	249	299	50
四国	28	32	4
九州・沖縄	0	0	0
	5,751	6,735	984

出典：環境省、「自然環境保全基礎調査 哺乳類分布調査」の第2回(1978)と第6回(2003)

(1) 生物多様性広報・参画推進委員会

- 国際生物多様性年・COP10名古屋開催を視野に、**啓発期→増幅期→普及期→自立期**へと取組が広がることが望ましい
- 多様な主体がそれぞれの取組などを通じて、**情報発信、普及広報を推進**することが望ましい
- 多様な主体がそれぞれの活動について情報を共有しながら**参画・連携を推進**していくことが重要

ただし、生物多様性の
認知度は30% (H16)

まずは、「**生物多様性とは何か**」や**問題意識の共有**が必要

(これまでの検討議題)

- ・事業内容とスケジュール(案)
- ・普及広報の展開について
- ・「国民の行動リスト」の検討
- ・著名人を活用した広報について

(2) コミュニケーションワードの決定・普及

地球のいのち、つないでいこう

生物多様性

- コミュニケーションワードを決定し、ロゴ化
- 多くの色から成る虹のような帯は、多彩な色がつながりあって虹ができているように、多様ないのちがつながりあって世の中ができていることを表現。
- 原則自由に使用していただく。
(ルール1)「コミュニケーションワード」、「虹色の帯」、「追加する言葉」の3つをセットで、上から順に並べて使用する。
(ルール2)「追加する言葉」には、「生物多様性」の5文字を入れる。

平成20年11月21日決定

(3)「地球いきもの応援団」の発足

「地球いきもの応援団」メンバー

大桃 美代子 (タレント／キャスター)

さかなクン (東京海洋大学客員准教授／お魚らいふ・コーディネーター)

滝川クリステル (フリーキャスター)

養老 孟司 (生物学者／東京大学名誉教授)

- ・「地球いきもの応援団」宣言式
- ・「生物多様性と企業」トークセッション

平成21年2月24日

企業参加者 約70社200名、メディア関係者 約40社100名が参加



(4)「国民の行動リスト」の作成・普及

国民の行動リスト

生物多様性のためにできる
多種多様な行動をわかりやすく
集約するため、「ふれよう」「守ろう」「伝えよう」の3本を柱とし、実際に取組む際のヒントとなる具体的な行動例を提示。

平成21年3月31日

地球のいのち、つないでいこう
生物多様性のために、わたしたちができること

①生物多様性に ふれよう	②生物多様性を 守ろう	③生物多様性を 伝えよう
【具体的な行動例】 水や空気や食べ物がどこから うまれたのかを 考えてみよう 自然と遊ぼう 身近な生きものを みてみよう 動物園、水族館、 植物園、博物館 へ行こう 生きものを育て てみよう	【具体的な行動例】 自然を汚さない ようにしよう 旬のもの・地の ものを食べよう 地球温暖化を 防止して、生き ものが住める環 境を保とう ペットはずっと 大切に最後まで 飼おう 地域の自然保 護活動に参加 しよう	【具体的な行動例】 家族と自然の 恵みや大切さ について語ろう 学校で生きもの について語る機 会を増やそう 生きもののつな がりを脅かすも のを語ろう 生物多様性を 守る仲間を応援 しよう 自然と共に暮ら す人々とつなが ろう

(5)「グリーンウェイブ」の実施

- 概要： 国連の生物多様性条約事務局では、国際生物多様性の日の午前10時に、世界各地の青少年の手で、学校の敷地などに植樹をすることを呼びかけ。
植樹された樹木が、地球上を東から西へ波のように広がっていく様子を「緑の波(グリーンウェイブ)」と表現。

「グリーンウェイブ2009」

■実施期間： 平成21年5月18日～6月14日

- 実施内容： ①植樹等の実施
②広報活動
③支援活動

- 実施結果： ①参加団体数
(小中学校やNGO等)・・・80団体
②活動に参加した人数・・・約3,000人
③植樹した本数・・・約3,500本



(6)生物多様性白書の作成・白書を読む会の開催

生物多様性白書

～私たちのいのちと暮らしを支える生物多様性～

生物多様性基本法(平成20年6月施行)

→ 年次報告(白書)の提出を規定

初めての生物多様性白書であること、

COP10の前年であることを踏まえ、

- ①生物多様性の重要性
②生物多様性に関するこれまでの取組
③COP10に向けた取組 を重点的に記述

白書を読む会

- 実施内容： テーマやねらいなどを担当者が直接解説し、会議参加者と質疑応答を実施

■開催場所： 全国9カ所

■開催期間： 平成21年6月22日～7月10日



平成21年版生物多様性
白書
環境白書・循環型社会白書
と合冊して作成

(7) 生物多様性民間参画ガイドライン

■ ガイドライン検討の経緯

- ・ 平成20年度に、「生物多様性企業活動ガイドライン検討会」を4回開催し、ガイドライン案の策定を進めている。
- ・ 本年7月24日に第5回検討会を開催し、5月13日～6月12日まで行ったパブリックコメントの結果等を踏まえ、ガイドラインを検討

■ 生物多様性民間参画ガイドライン(案)の構成

第Ⅰ編 現状認識の共有:

生物多様性や事業活動との関係に関する基礎情報

第Ⅱ編 指針:

事業者が、生物多様性の保全等に取り組むに当たって認識すべき、理念、取組の方向・進め方、基本原則、考慮すべき視点

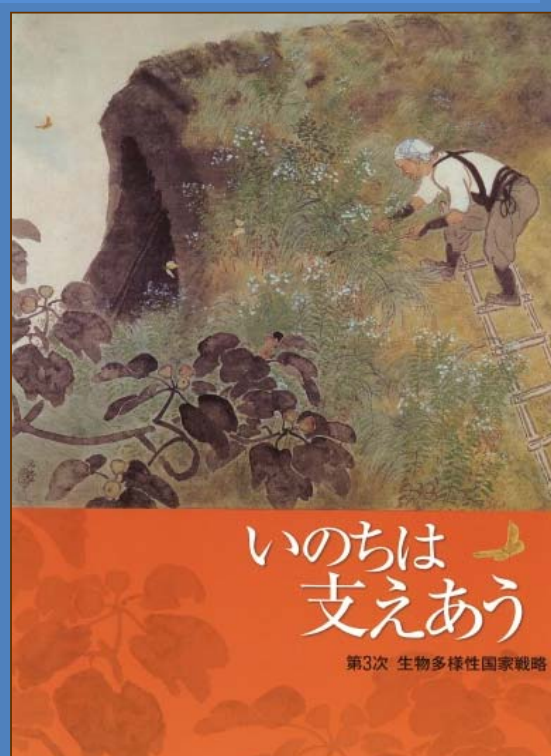
参考編 実践のためのヒント:

取組の参考例、関連情報、関連する法令など

(8) 生物多様性国家戦略の普及啓発

パンフレットの作成・普及

- パンフレットを3万部作成し、地方公共団体、学校、NGO、民間企業等に広く配付



Ⅱ 4つの基本戦略に関する取組状況について

第三次生物多様性国家戦略 4つの基本戦略

1. 生物多様性を社会に浸透させる
2. 地域における人と自然の関係を再構築する
3. 「森・川・里・海のつながりを確保する
4. 「地球規模の視野を持って行動する

基本戦略1 生物多様性を社会に浸透させる

報告書
P15

(1) 基本法の制定・施行

- ・生物多様性に対する国際的な関心の高まり
 - ・COP10に向けてイニシアティブを発揮する必要性
- ⇒ 生物多様性施策の一層の推進のための基本的な法制度の整備

目 的

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与

基 本 原 則

生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進

責 務

①国 ②地方公共団体 ③事業者 ④国民及び民間の団体

生物多様性戦略

国家戦略の策定 地域戦略の策定努力義務

基 本 的 施 策

国が行うべき施策の方向性(国が講ずべき措置)

(2) 地方公共団体・企業や市民の参画

- 生物多様性ホームページ開設
- 生物多様性広報・参画推進委員会設置
 - コミュニケーションワード「地球のいのち、つないでいこう」
 - 広報組織「地球生き物応援団」
 - 国民行動リスト
- 生物多様性民間参画ガイドラインの検討
- 生物多様性保全推進支援事業(委託事業及び交付金事業)

地域における生物多様性の保全・再生に資する活動を支援

 - 期間:平成20～24年度
(1箇所2～3年程度)
 - 予算
1億3千万円(平成21年度)
 - 採択状況
全国26箇所で実施中

支援対象メニュー

野生動植物 保護管理対策	希少野生生物の保護
外来生物防除対策	野生鳥獣の保護管理
重要生物多様性 地域保全再生	外来種等の防除対策
	地域の自然再生推進
	世界自然遺産の保全
	湿地等の重要地域の保全

(3) 自然とのふれあいの推進

①自然解説活動及び健全なふれあい利用の推進

- 「みどりの月間」等における各種活動の実施
- 自然公園指導員・パークボランティアの研修・養成、「子どもパークレンジャー」事業の展開
- 「森林ふれあい推進事業」の実施、「遊々の森」等の設定・活用の推進

②利用のための施設整備の推進

- 国立・国定公園、保健保安林、自然休養林等における利用施設の整備
- 海岸、港湾、河川等のふれあい施設の整備

③エコツーリズムの推進

- エコツーリズム推進法の施行(平成20年4月)
- エコツーリズム推進基本方針の閣議決定(平成20年6月)
- 普及啓発、ノウハウ確立、人材育成の推進

④都市と農山漁村の交流

- 「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進ー全国で53の受入モデル地域
- グリーン・ツーリズムの推進

(4) 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた各主体の取組-事業者-

企業の取組「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」(ドイツ政府)

- 生物多様性条約の目的達成に向け、民間企業の関与をさらに高めるためのイニシアティブ
- 賛同する企業は、条約の目的に同意・支持し、目的達成に資する取組の実施を約束する「リーダーシップ宣言」に署名
- 5月に開催されたCOP9で署名式への出席、PRの場への参加等

参加企業数 全35社 うち日本9社

株式会社アレフ

富士通株式会社

鹿島建設株式会社

三井住友海上火災保険株式会社

サラヤ株式会社

森ビル株式会社

住友信託銀行

株式会社リコー

積水ハウス株式会社

(五十音順)

地方公共団体の取組・各主体をつなぐ取組の推進

多様な主体の参画の場 パートナーシップ作り

■ NGO, NPO間の連携

2009年1月

「生物多様性条約市民ネットワーク」

■ 学術団体の取組・連携

2008年12月

「COP10プレコンファレンス準備委員会」設立のための会合

■ 国：関係省庁の連携

2008年9月

「COP10及びMOP5の我が国開催に関する省庁連絡会議」

■ 開催地：地元関係者の連携

2008年9月

「COP10支援実行委員会」

■ 多様な主体：国・地元・NGO・研究者・経済界などの連携

2009年2月

「COP10及びMOP5の開催に関する情報共有のための円卓会議」

(1) 里地里山の保全

- 優良事例となる里地里山の取組を調査・分析
- 都市住民等の活動への参加を促進するため、活動場所や専門家を紹介(H19年度～)
- 特別緑地保全地区における管理協定などの取組を推進
- 「重要文化的景観保護推進事業」による調査、計画策定、整備、普及・啓発事業を補助

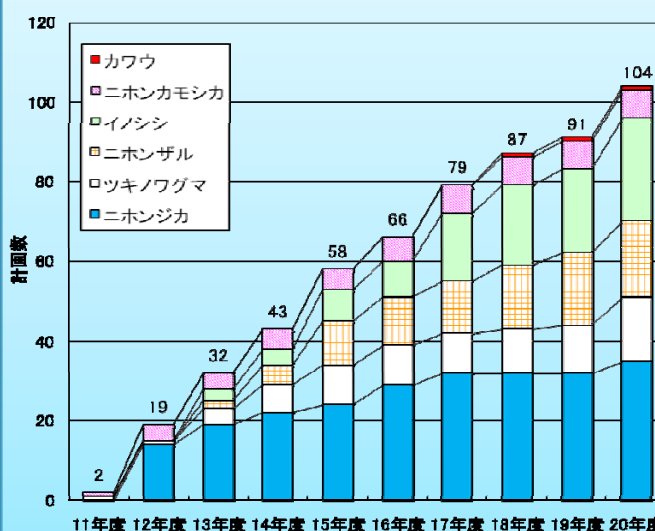


- 「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」、「上下流連携いきいき流域プロジェクト」による整備や活動等に支援

(2) 鳥獣の保護管理の推進

- ①鳥獣保護事業及び鳥獣に関する調査研究等の推進
- ②適正な狩猟と鳥獣管理の推進
- ③鳥獣による農林漁業等への被害対策
- ④国指定鳥獣保護区における渡り鳥等の保護対策
- ⑤野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対策

特定鳥獣保護管理計画策定数の推移



(3) 希少野生動植物種の保存

①種の保存法に基づく取組

種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に9種を追加、1種を削除(合計81種)
計47種に対し、保護増殖事業を実施。平成20年9月に、佐渡島においてトキ10羽を放鳥

国内希少種新規指定種一覧

- オガサワラシジミ
- オガサワラハンミョウ
- オガサワラアオイトトンボ
- ハナダカトンボ
- オガサワラトンボ
- ヒメタニワタリ
- コヘラナレン
- ウチダシクロキ
- シマカコソウ

②猛禽類保護への対応

イヌワシ、クマタカの繁殖状況モニタリング、行動圏内における利用環境の分析等を実施

③海棲動物の保護と管理

ジュゴンについて、地域住民への普及啓発、地元関係者等との情報交換等を実施

(4) 外来種等への対応

①外来種対策

- 外来生物法に基づき、96種類の特定外来生物の輸入、飼養等を規制
- 奄美大島や沖縄本島北部(やんばる地域)のマングース、小笠原のアカギ等の外来種の駆除等を推進
- 外来種の適正な飼育に係る普及啓発を実施

奄美大島におけるマングースの捕獲効率の推移

年度	捕獲努力量 (わな日)	捕獲数 (頭)	捕獲効率 (CPUE): 100 わな日あたりの 捕獲数
平成16	318,715	2,524	0.79
平成17	630,822	2,591	0.41
平成18	1,051,026	2,713	0.25
平成19	1,379,410	783	0.06
平成20	1,899,238	947	0.05

②遺伝子組換え生物への対応

- カルタヘナ法に基づき、平成21年3月末現在、137件の遺伝子組換え生物の環境中での使用について承認
- 主要な輸入港周辺等において遺伝子組換えナタネの生物多様性への影響監視調査

(5) 飼養動物の愛護・管理

■動物愛護週間(9月20日～26日)

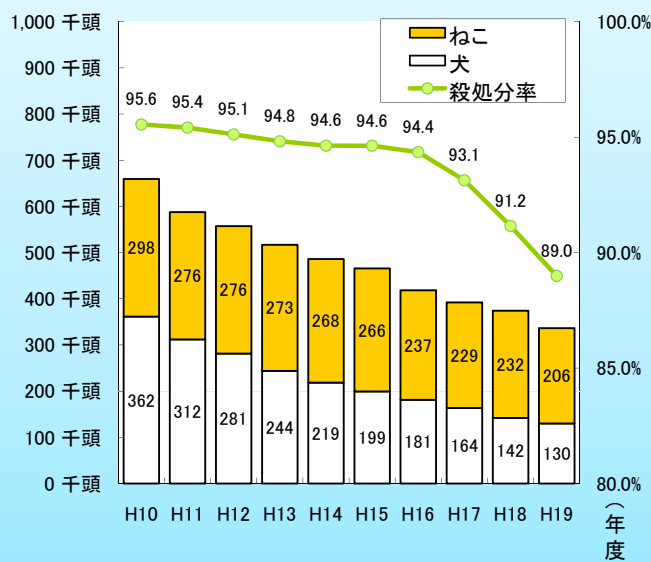
■動物の譲渡・返還の促進のための講習会実施・教材作成等

■マイクロチップ等による個別識別措置の推進

■「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」

平成20年6月制定、21年6月施行

全国の犬・ねこの引取数の推移



(6) 遺伝資源などの持続可能な利用

①遺伝資源の利用と保存

「農業生物資源ジーンバンク事業」による遺伝資源の収集、分類、保存

平成20年度、植物遺伝資源約6,000点等を追加

「林木育種戦略」に基づく林木遺伝資源等の収集・保存等の推進

②微生物資源の利用

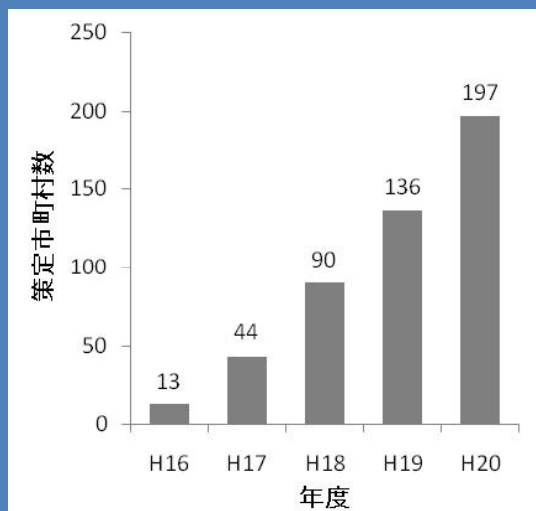
資源保有国への技術移転、日本企業への海外の微生物資源の利用機会の提供

③バイオマス資源の利用

「バイオマス・ニッポン総合戦略」の推進

農林漁業資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進、バイオ燃料製造設備に係る固定資産税の軽減等

稲わらや間伐材等からバイオ燃料を生産する「日本型バイオ燃料生産拡大対策」を推進



バイオマスタウン構想の策定市町村数

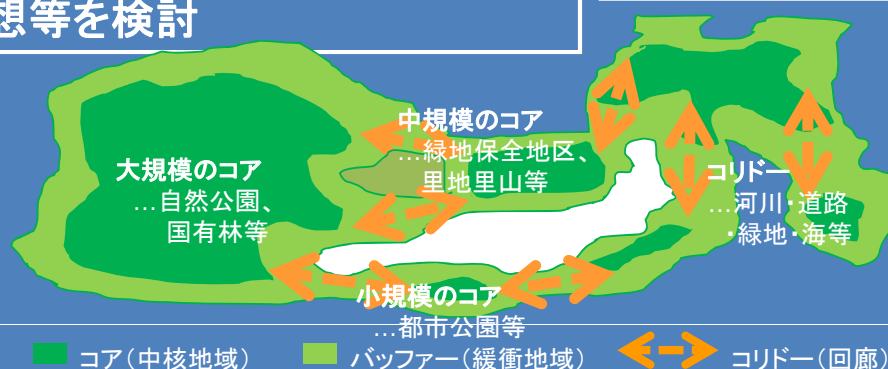
(1) 生態系ネットワークの形成

三次戦略(H19年度)、国土形成計画(全国計画)(H20年度)で、生態系のネットワーク形成を通じた自然の保全・再生の重要性を明示

平成20年度: 広域レベルの具体的な構想等を検討

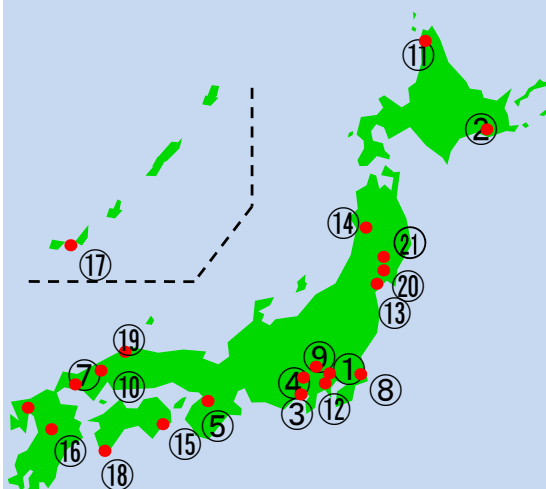
国有林では、「緑の回廊」を24か所、約509千ヘクタール設定(H20年4月現在)

生態系に配慮した施業やモニタリング調査を実施



(2) 自然再生の推進

自然再生協議会の設置箇所



新たに2箇所
協議会を設置

	協議会名	設立日
1	荒川太郎五右衛門地区自然再生協議会	H15. 7
2	釧路川湿原自然再生協議会	H5. 11
3	巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	H16. 1
4	多摩川源流自然再生協議会	H16. 3
5	神於山保全活用推進協議会	H16. 5
6	檜原湿原地区自然再生協議会	H16. 7
7	榎野川河口域・干潟自然再生協議会	H16. 8
8	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	H16. 10
9	くぬぎ山地区自然再生協議会	H16. 11
10	八幡湿原自然再生協議会	H16. 11
11	上サロベツ自然再生協議会	H17. 1
12	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	H17. 3
13	蒲生干潟自然再生協議会	H17. 6
14	森吉山麓高原自然再生協議会	H17. 7
15	竹ヶ島海中公園自然再生協議会	H17. 9
16	阿蘇草原再生協議会	H17. 12
17	石西礁湖自然再生協議会	H18. 2
18	竜串自然再生協議会	H18. 9
19	中海自然再生協議会	H19. 6
20	伊豆沼・内沼自然再生協議会	H20. 9
21	久保川イーハートブ自然再生協議会	H21. 5

(3) 重要地域の保全

- ① 自然環境保全地域
- ② 自然公園
 - ・ 自然公園法等の見直し
 - ・ 公園区域及び公園計画の見直し
 - ・ 自然公園の管理の充実
 - ・ 自然公園における環境保全対策
- ③ 鳥獣保護区、生息地等保護区
- ④ 名勝、天然記念物
- ⑤ 保護林、保安林
- ⑥ 景観の保全
- ⑦ ナショナル・トラスト活動

(4) 農林水産業

(5) 森林・農地

「農林水産省生物多様性戦略」(平成19年7月)
に基づく施策の推進

- ① 田園地域・里地里山の保全(環境保全型農業の推進、生物多様性に配慮した生産基盤整備の推進等)
- ② 森林の保全(適切な間伐等)
- ③ 里海・海洋の保全(藻場・干潟の造成、維持・管理等)

農林水産業と生物多様性の関係を定量的に計
る指標の開発を推進

(6) 都市緑地等

① 都市公園の整備等

都市公園の整備、緑地環境整備の総合的な支援、グリーンベルトとしての樹林帯の形成等

② 緑地保全及び都市緑化等の推進

都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定、民有地の地方公共団体等による買入れの推進等

市民緑地指定、緑地協定締結、風致地区指定の推進等

③ 国民公園及び戦没者墓苑

④ 道路緑化

⑤ 緑化推進運動への取組

⑥ 環境不動産への投資の活性化

(7) 河川・湿原等

① 河川の保全・再生

「河川水辺の国勢調査」の実施

河川生態学研究の推進

河川環境の保全・再生

河川・湖沼の水質改善、土砂災害の防止

② 湿地の保全・再生

ラムサール条約湿地の指定

湿地の再生の推進等

③ 山地から海岸までの総合的な土砂管理の取組の推進

(8) 沿岸・海洋域

① 沿岸・海洋域の保全

調査・モニタリングの推進

サンゴ礁保全行動計画策定に着手 等

② 水産資源の保護管理の推進

漁業法、水産資源保護法、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律等に基づく保護管理

③ 港湾及び漁港・漁場における環境の整備

港湾行政のグリーン化の推進

漁港・漁場における保全・整備等

④ 海岸における環境の整備

砂浜の保全・復元、海岸漂着ゴミ対策等

(1) 生物多様性条約COP10に向けた取組

2010年・COP10(名古屋市)は、大きな節目

- ・ 2010年目標の目標年
- ・ 2010年以降の次期目標の検討
- ・ 2010年は「国際生物多様性年」

主要な議題は

- ・ 2010年目標の達成状況、ポスト2010年目標
- ・ 遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する国際的枠組みづくり
- ・ 生物多様性と気候変動、ビジネスと生物多様性、都市と生物多様性 など

開催国・議長国として、会議の成功のために

- ・ 国、地方、民間、市民、あらゆる主体の参加と連携
- ・ 国際的な動向の国内施策への反映と加速化
- ・ 日本の経験を踏まえた国際貢献
- ・ 一過性ではなく、市民生活に根付くきっかけに

(2) SATOYAMAイニシアティブの推進

世界の自然共生の智慧や伝統等を収集・調査し、自然共生社会実現のために活用する「SATOYAMAイニシアティブ」をCOP10で世界に提案するための国際的な合意形成を推進



SATOYAMAイニシアティブ
国際ワークショップ
H21.3.6

SATOYAMAイニシアティブの進め方

ステップ1 世界の持続可能な自然資源管理事例の収集・分析

ステップ2 二次的自然の保全・管理の現状分析と先進事例の特定

エコアグリカルチャー
アグロフォレストリー
コミュニティフォレストリー

協力

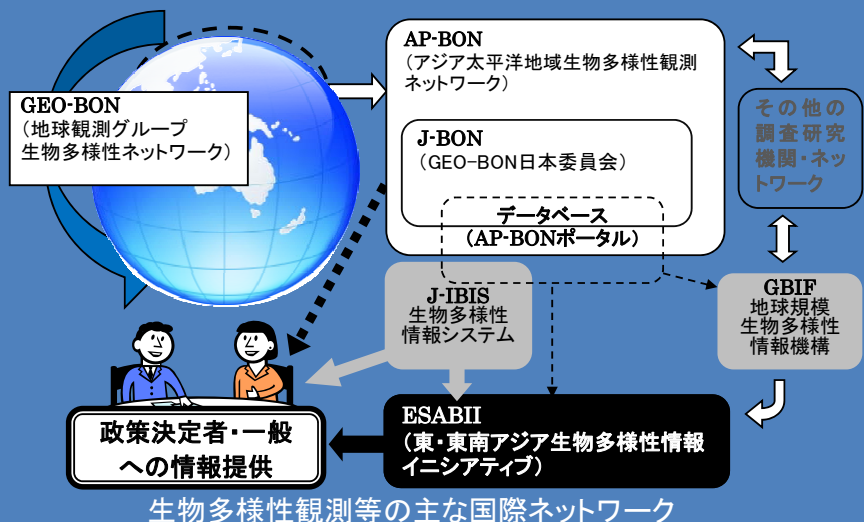
エコシステムアプローチ
アジスアベバ原則とガイド
ライン など

ステップ3 原則、ガイドライン、行動計画の作成
①事例に共通する重要なポイントから原則を抽出
②持続可能な管理戦略の立案、実行、評価のための実施ガイドラインの策定
③優良事例の体系的データベースの構築
④世界レベルの行動計画の策定

(3) 生物多様性のモニタリングと総合評価

① 自然環境調査

- 自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）、モニタリングサイト1000等を通じて、全国の自然環境の現状及び変化状況を把握
- 東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ（ESABII）を推進
- アジア・太平洋地域における生物多様性モニタリングネットワーク（AP-BON）構築の支援。
- 平成20年7月から市民参加による生物調査（愛称「いきものみつけ」）を開始



② 生物多様性総合評価

- 日本の生物多様性の現状と傾向を把握する、**生物多様性総合評価を開始**
→ 20年度は、生物多様性の変化の状況や各種施策の効果を把握する指標を検討

①ワシントン条約

条約規制対象種のインターネットを含む違法取引防止を推進

②ラムサール条約

アジア・太平洋諸国に対する重要な湿地の特定・管理に関する支援等
第10回締約国会議で水田の生物多様性に関する決議案を韓国と提出し、採択

③渡り鳥等保護条約

米、豪、中、露、韓との二国間の渡り鳥保護条約等に基づき、各国と情報交換・意見交換を実施

④東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ

アジア太平洋地域のツル、ガンカモ、シギ・チドリ類等の渡り性水鳥を保全

⑤国際サンゴ礁イニシアティブ

東アジアサンゴ礁保護区ネットワーク戦略策定のための作業計画を作成

⑥世界遺産条約

世界自然遺産地域である屋久島、白神山地、知床の保全を推進
小笠原諸島の推薦に向け、外来種対策・公園計画変更等の条件整備を実施
琉球諸島の自然環境の保全策を検討

基本戦略2 地域における人と自然のつながりを再構築する

Ⅲ 生物多様性の保全及び持続可能な
利用に関する行動計画の点検結果

報告書
P49～

数値目標について

■三次戦略第2部「行動計画」において

34の施策について数値目標を設定

《数値目標の設定例》

No.3 ラムサール条約湿地 33カ所 ➡ 2011年までに10カ所増

No.5 エコファーマー認定件数 約11万件(2006年) ➡ 20万件(2010年3月)

No.15 国内希少野生動植物種 73種(現在) ➡ 新たに15種程度指定

No.16 特定鳥獣保護管理計画 90計画 ➡ 170計画(平成24年)

No.28 生物多様性の認知度 30%(平成16年) ➡ 50%以上(平成23年度末)

数値目標点検結果の概要

■ 目標達成に向け進捗(31件)

- No. 3 ラムサール条約湿地
- No. 6 グリーン・ツーリズム宿泊者数
- No.10 藻場・干潟の保全・再生
- No.15 国内希少野生動植物種数
- No.26 バイオマスタウン構想策定数 等

■ 目標を既に達成(4件)

- No.13 多国間漁業協定
- No.14 海面養殖生産に占める漁場改善計画対象水面生産割合
- No.30 生物多様性新聞掲載数
- No.31 エコツアー総覧アクセス数

■ 目標達成に課題(2件)

- No.34 生物多様性クリアリングハウスメカニズデータ数
登録数伸びず(基準見直しのため、登録を6月まで中断)、環境省以外のデータ登録増が不可欠
- No.25 未利用バイオマス
間伐の推進等により未利用バイオマスの利用率は低下

■ 目標の見直しが必要(1件)

- No.7 重要里地里山の選定
選定作業に替えて、特徴的な取組の紹介等により全国の保全再生活動を支援

1 具体的施策の数値目標の点検結果

具体的施策の点検結果

- 生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するための体系的・網羅的な約660の具体的施策

- 各関係省庁が共通の様式の個表を用いて点検

No	具体的施策	進捗状況	予算・税制等項目	当初予算	今後の課題・見直しの方向性	担当省庁

三次戦略から具体的施策を抜粋

平成19,20,21年度予算を記載

数値化できるものは数値化する

今後の課題に加え、今後取り組むべき改善方法や展開方策及びスケジュール等も記載

2 具体的施策の点検結果